

松 高 第 4 8 5 号  
平成 2 4 年 7 月 1 9 日

指定居宅介護（介護予防）支援事業所様  
各地域包括支援センター様

松原市高齢介護課  
課長 中瀬 保

### 退院・退所加算の取り扱いについて（通知）

平素は、本市介護保険事業にご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、先般平成 2 4 年度より介護保険法改正がなされたことにより、退院・退所加算について以下の点に御留意下さいますように、宜しく願いいたします。

### 記

「退院・退所加算」については、改正前は入院期間が 30 日以下・30 日超えにより、退院・退所加算 I が 400 単位、退院・退所加算 II が 600 単位を一月あたりの算定でしたが、平成 24 年改正後は、入院日数に関わらず、300 単位／回、入院等期間中に 3 回まで算定が可能になりました。

今年度改正における **2 回の算定要件**としては次のようになります。病院・診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設への入所をしていた者が、退院または退所した上で、居宅サービス・地域密着型サービスを利用する場合には、当該入院・入所施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成することが必要です。また、サービス利用に関する調整を行った場合には、サービス利用開始月に算定することになります。初回加算を算定する場合は、「退院・退所加算」は算定できません。利用者に関する必要な情報については、別途様式を定めることとします。（平成 21 年老振発第 0313001 号（最終改正：平成 24 年老振発第 0330 第 1 号）／別紙＝退院・退所情報記録書）

また、「退院・退所加算」は入院又は入所期間中 3 回（医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む）まで算定することができますが、3 回算定することが出来るのは、そのうち 1 回については入院中の担当医等との会議（カンファレンス）に参加して、退院後の在宅生活での療養上必要な説

【裏面につづく】

明（診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療記録報酬点数表の退院時共同指導料 2 の注 3 の対象となるもの）を行った上で、居宅サービス計画を作成し居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に限りま  
す。

また、同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合または、カンファレンスに参加した場合でも、1回とします。

なお、原則として退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが退院後 7 日以内に情報を得た場合には算定することが出来ます。

上記に係る会議（カンファレンス）に参加した場合は当該会議等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、（退院・退所情報記録書とは異なりますのでご注意ください）利用者又は家族に提供した文書の写しを添付することが必要です。ご留意下さい。

参照資料：平成 24 年度指定居宅サービス事業所等集団指導 P.36

介護保険最新情報 V o l .284 問 7・問 8

介護保険最新情報 V o l .273 問 19・問 20・問 21

介護支援専門員協会発刊：平成 24 年度 4 月版介護報酬改定資料集 P.706、P.707  
図式で参照できます。（インターネット検索が可能です。）

松原市健康部高齢介護課 認定係 担当：的田・木村 電話：072-334-1550 Fax：072-337-3052 E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp
--